

都農町子ども読書活動推進計画



令和5年9月

都農町教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって	・ ・ ・ ・ ・ 1
1 経緯と目的	
2 計画の期間・対象	
第2章 計画の基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・ 2
1 計画策定の基本理念	
2 基本方針	
第3章 具体的方策	・ ・ ・ ・ ・ 3
1 家庭における読書活動の推進	
(1) 役割	
(2) 現状と課題	
(3) 推進に向けた取り組み	
2 保育所（園）における読書活動の推進	・ ・ ・ ・ ・ 4
(1) 役割	
(2) 現状と課題	
(3) 推進に向けた取り組み	
3 学校における読書活動の推進	・ ・ ・ ・ ・ 5
(1) 役割	
(2) 現状と課題	
(3) 推進に向けた取り組み	
4 図書館における読書活動の推進、及び読書に親しむ場の提供	・ ・ 6
(1) 役割	
(2) 現状と課題	
(3) 推進に向けた取り組み	
第4章 計画の推進	・ ・ ・ ・ ・ 7
1 推進体制の整備	
2 関係機関との連携・協力	
3 広報、普及啓発	
4 目標値の設定	
参考資料	
○都農町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	・ ・ ・ ・ ・ 8
○子どもの読書活動の推進に関する法律	・ ・ ・ ・ ・ 9
○衆議院文部科学委員会における附帯決議	・ ・ ・ ・ 1 1

第1章 計画策定にあたって

1 経緯と目的

子どもにとって読書とは、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

しかし今日は、インターネットやスマートフォンなどさまざまな情報メディアの急速な普及により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。また、タブレットを使つての授業や、コロナ禍の影響により授業のネット配信など、学校生活も多様化しています。多くの情報が氾濫する中で、乳児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもたちの読書離れが指摘されています。

このため、国は平成13年に子どもの読書に関する基本理念を定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、翌年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。その後、平成20年に第二次、平成25年には第三次、さらに平成30年には第四次基本計画が策定されました。

一方宮崎県では、平成16年に「宮崎県子ども読書活動推進計画」を策定し、平成23年にはそれまでの成果や課題の検証を踏まえ、「第二次宮崎県子ども読書活動推進計画」を策定しています。また、平成28年に「読んで広がるみやざき県」とし、生涯にわたって読書に親しむ宮崎県民として“日本一の読書県”を目指した取り組みを推進し、平成30年に「宮崎県生涯読書活動推進計画」を策定しています。

「読書」はどの年代においても重要ですが、とりわけ人格が形成される子どもたちに与える影響は大きいものです。心身ともに柔軟な子どもたちに、読書を習慣として身に付けさせることが重要です。

本町においても、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう環境の整備に取り組むことを目的とし計画を策定します。

2 計画の期間・対象

計画の期間は、令和5年度から5年間の計画とし、必要に応じて見直しを行います。

計画の対象は、主に0歳から15歳までとします。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の基本理念

読書は、多くの知識や教養を得るとともに、自ら思考し、想像し、表現するなどの基礎的能力が養われます。子どもたちが生涯にわたって自発的に読書をする習慣を身に付けるとともに、多様化する社会に順応し、メディアを適切に使いこなす情報活用能力を育てることが大切です。そのため、家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携を図ることが肝要になります。子どもの発達段階に応じて、本とつながるきっかけを積極的につくることを推進し、「本を見たい」「読みたい」「本で調べたい」と読書への関心を高め、読書に親しむ機会を充実できるよう努めます。

2 基本方針

- (1) 家庭における読書活動の推進
- (2) 保育所（園）における読書活動の推進
- (3) 学校における読書活動の推進
- (4) 図書館における読書活動の推進、及び読書に親しむ場の提供

第3章 具体的方策

1 家庭における読書活動の推進

(1) 役割

子どもが本を楽しむ力、読む力を身に付ける上で、一番初めに大きな影響力を持つのは家庭です。家庭での日常生活の中で自然と本に触れることができるような環境をつくるとともに、子どもの読書習慣を形成する役割があります。

(2) 現状と課題

核家族や共働きの増加により、親が子どもと過ごす時間が少なくなっています。親は仕事や日々の生活に追われ、時間的にも精神的にも余裕を持つことが難しくなっています。また、子どもの塾や習い事の増加、ゲームや動画の視聴などにより、親子で読書に親しむ機会が十分でない家庭も見られます。そんな中、子どもに読書の楽しさを伝えるべく、積極的に読み聞かせをしている家庭もあります。まず、周囲の大人が読書活動の意義や重要性を理解し、進んで読書を楽しむ姿勢が求められます。

(3) 推進に向けた取り組み

親子が本に触れ合う機会を提供し、読み聞かせの楽しさや読書の重要性について理解の促進を図ります。

子どもが文字に関心を持ち、読めるようになって、親しい人に読んでもらうことは、楽しくかけがえのないひと時です。耳からの読書が大切なことを認識し、家庭における読書啓発や読書習慣づくりに取り組みます。

2 保育所（園）における読書活動の推進

（1）役割

この時期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。就学前に絵本の楽しさを体験することはその後の読書活動に大切であり、子どもが長い時間過ごす保育所（園）は重要な役割を担っています。言葉を使ってコミュニケーションする力や物を考える力が育つのもこの時期で、絵本の中のできごとと自分の経験を結びつけ、または想像を巡らせて物語と現実の間を行き来し、経験の幅を広げます。物語の中の多様な感情に触れることで、子どもの心が豊かになります。

子どもの読書習慣は、何より家庭の中で親子のふれあいを通して少しずつ身についていくものです。保護者に読み聞かせの大切さや意義を伝えることも大切な役割の一つです。

（2）現状と課題

絵本に親しめるよう、子どもの目につきやすく手が届く所に絵本コーナーを設置し身近に本がある環境づくりに力を入れています。また、日々の活動の中に絵本や紙芝居の読み聞かせを取り入れています。絵本や紙芝居のストーリーを通して、子どもの言語の発達を促し、しつけや友達との関係づくりをメッセージとして伝えています。

読み聞かせを楽しみに、最後までしっかり聞く子どもがいる一方で、集中して聞くことのできない子どもも見られます。

絵本の時間を共有しながら、聞くことが苦手な子どもたちにも絵本の楽しさを伝え、本と仲良くなるよう働きかけることが課題です。

（3）推進に向けた取り組み

子どもたちが絵本は楽しいものだとし、自発的に「読みたい」「読んで欲しい」と感じるよう、絵本の時間を継続して保育に取り入れていきます。

乳児期からの読書活動が重要であることを踏まえ、発達段階に応じて個々の特徴を考慮した取り組みを行います。

また、保護者に対して、読み聞かせが親子の関係性を深める重要な手段であることや読書習慣を育む上で大きな力になることを伝えていきます。

3 学校における読書活動の推進

(1) 役割

学校は子どもたちが一日の多くを過ごす場所であり、読書活動に大きな影響を与えます。教師の働きかけにより、本との出会いの機会の提供、楽しく本を読むことの習慣づけ、本から必要な情報を探し出す力の育成、読書から生まれてきた自分の考えを伝える機会の提供を行います。読書活動を支援し、読書指導を充実することにより、読書の量を増やすだけでなく、読書の質をも高めていくことが求められます。

(2) 現状と課題

朝の読書や読書週間の取り組み、図書室の本の貸出、ボランティア団体や職員、児童による読み聞かせなど、読書の時間や本に親しむ機会を設けています。また、家庭での読書の啓発活動として、親子読書週間（ノーメディア）、家庭読書週間などを設置しています。

学校の調査によると、読書が好きだという児童が大半を占めていますが、文字の少ない本や軽く読める本が人気で、文字が小さくて厚みのある本や考えながら読み進める本は、少数派でした。

活字離れや本に興味を示さない児童生徒に、読書の楽しさを伝えていくことが重要です。

(3) 推進に向けた取り組み

読書の時間や読書の機会の確保を年間通して行い、児童生徒の読書意欲を高める指導が必要です。また、学校図書室の整備を行い、魅力ある図書室をつくり、利用を呼びかけ、多くの本を読むことやいろいろな分類の本を読むことを推奨します。インターネットによって得られる膨大な情報を精査・判断し、必要なものを選択するため、知識の集積である書物を活用し、客観的な視点を育むことが大切です。幅広い読書によって、人間関係においても、問題解決の糸口を見つけることもあります。社会とつながる機会が増える中で、自分の考えを見直し深めていくために、生涯を通した学び方や読書と向き合う習慣を身に付けるため、読書の環境づくりに努めます。併せて、各家庭にも読書の大切さを広報していきます。

4 図書館における読書活動の推進、及び読書に親しむ場の提供

(1) 役割

図書館は、日常的に子どもの読書活動に携わっている施設であり、地域の読書活動の中核施設として重要な役割があります。子どもにとっては豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所であり、保護者にとっては子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることができる場所です。

保護者への啓発活動や関係機関、ボランティア団体との連携による子どもの読書活動推進を担っています。

(2) 現状と課題

図書館には多くの絵本、児童書、紙芝居があり、展示コーナーでは常時、季節や話題の本を展示しています。赤ちゃん絵本コーナーや読み聞かせにおすすめの本コーナー、人気本コーナーなどを設置し、本を選びやすくしています。また、絵本、児童書選びの参考となるパンフレットを近くに配置しています。

図書館では、読み聞かせを再開したもの、参加者の少ない状況です。

学校との連携では、学級文庫の貸出や移動図書館の実施、夏休みに読書感想文・感想画コンクールを行っています。また、学校図書主任の先生方との情報交換会を年1回開催しています。

本好きの子どもが一定数存在する一方、全く興味を持たない子どももあり、二極化しています。本を読まない子どもにどう本を手渡すのか、図書館を核としながら、地域や学校と連携した読書啓発が課題です。

(3) 推進に向けた取り組み

子どもの心を育てる絵本や児童書、興味関心のある本、子どもに読ませたい本などバランスを考えた蔵書構成に努めます。

子どもが興味を持てるようなテーマを選び展示するなど、本の見せ方を工夫します。

子どもが喜び、親子で利用しやすい児童コーナー、おはなしの部屋づくりに努めるとともに、本の選び方や探し方などの相談にも積極的に応じます。

子どもの読書活動に関わる団体へのサポートを行っていきます。読み聞かせ団体への参加を呼びかけ、その育成に努めます。読み聞かせに使う本の選書や読み聞かせの仕方についての相談に応じ、適切なアドバイスを行うとともに、大型絵本、紙芝居、相互貸借など、貸出利便性向上の支援を行っていきます。

図書館だより、図書館ホームページ、Facebook、Instagramなどを活用し、情報発信を継続して行います。

第4章 計画の推進

1 推進体制の整備

子どもの読書活動は、家庭、保育所（園）、学校、地域を通じた町全体で推進を図ることが重要です。また、この計画を実行性のあるものとするため、具体的な推進方策や関係機関との連携・協力のあり方について審議するとともに、実施状況を検討・評価して、必要な見直しを行うなど適切な進行管理に努めます。

2 関係機関との連携・協力

各施設や団体との情報交換、団体貸出、読書感想文・感想画コンクール、読み聞かせボランティアの育成など、町全体で読書活動を推進していきます。

3 広報、普及啓発

「都農町子ども読書活動推進計画」を図書館ホームページに掲載し、周知に努めます。

「子ども読書の日」「こどもの読書週間」「秋の読書週間」「図書館まつり」などについて、ポスター掲示や広報活動により、啓発・周知に努めます。読書活動推進の取り組みの充実を図り、子どもの読書意欲を高め、読書の楽しさや大切さを伝えます。

4 目標値の設定

○読書が好きであると答える児童(小6)の割合

現状値(R5) : 72.3%

→目標値(R10) : 80%

○読書が好きであると答える生徒(中3)の割合

現状値(R5) : 61.1%

→目標値(R10) : 70%

〈調査方法 令和5年度「全国学力・学習状況調査」〉

都農町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(令和4年都農町教育委員会要綱第4号)

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定による都農町子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関し必要な事項を協議するため、都農町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、推進計画の策定に関する事項について必要な協議を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、10人以内の委員をもって組織し、委員は次の各号に掲げる者のうちから都農町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 町内小中学校関係者
- (2) 幼児教育関係者
- (3) 家庭教育関係者
- (4) 関係行政職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会の円滑な運営のため、委員会に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、町民図書館において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

